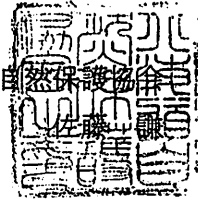


2007年5月14日

北海道知事 高橋 はるみ 様

(社) 北海道自然保護協会  
会長



北海道の環境緑地保護地区「善光寺自然公園」における  
パークゴルフ場計画に関する意見・要望書

伊達市の「善光寺自然公園」は、1973（昭和48）年3月、北海道自然環境等保全条例（旧北海道自然保護条例）に基づき北海道の「環境緑地保護地区」に指定されております。近年、伊達市では、この保護地域にパークゴルフ場を建設する動きを示しておりますが、当協会は、この建設計画が伊達市だけではなく北海道における自然環境保全の観点から大きな問題であり、建設計画を中止すべきと判断しております。ここに、当協会の意見に関する根拠を示しますので、貴職におかれましては、法の基本理念に即した真摯な対応を切に要望する次第です。

記

1. 意見の根拠（1）自然の特徴が特異であり、伊達市民、ならびに北海道民の極めて貴重な財産であること

第一に、善光寺付近の地質は、7000-8000年前に有珠山山頂付近が水蒸気爆発によって崩壊して生じた大小の流れ山（岩屑なだれ、「善光寺岩屑流堆積物」）からなり、その丘陵地形は、地表に大小の岩塊が露出した特異な景観を呈しております。善光寺自然公園の地形は、明治開拓以降の種々の開発行為からまぬがれ、その地質・地形の特徴を自然のままに残しております。このような岩屑なだれは、北海道他地域では駒ヶ岳山麓に見られるに過ぎません。とくに、善光寺自然公園では長年市民の手により整備され、自然現象の面白さと火山のエネルギーの大きさを散策しながら観察し、実感することができ、北海道において極めて貴重な財産となります。また、この火山に起源する流れ山地形は、有珠湾の海にまで続いており、起伏に富んだ海底地形は豊かな漁業資源と結びついていると考えられますが、アトリ岬などからの遠望によってその全体を観察することができます。したがって、この流れ山地形は、伊達市の自然と観光の両面から非常に重要な財産であると判断されます。

第二に、善光寺自然公園において地表に露出した大小の岩塊上には、ミズナラ、エゾヤマザクラ、ナナカマドなどの野生樹種（高木種）が岩塊をまたぐように、あるいは岩隙を使用して生育しております。一般に、土壌が未発達となり乾燥しやすい生育地環境と推測される岩塊上において、草本種と比較して多量の水分を必要とする高木種が悠然と生育する状況は、少なくとも低標高地では北海道他地域に認められませんので、善光寺の例は、

極めて珍しいものです。他方、岩塊上およびその周辺には、ヒメカンスゲ、ヒカゲスゲ、アマニュウなどの土壤未発達地に多い草本種やマイヅルソウ、カタクリ、キバナノアマナ、ヒナスミレなどの野生草本も生育しております。また、リニューアル計画区域とされたミズナラ林の林床に散在する岩塊上にはとくに多数の蘚苔類が生育しております。このように、岩塊上に出現する植物は、この地域の元来の自然の姿を特異な姿で残しておりますので、極めて希少で貴重だと判断します。

なお、善光寺周辺における「史跡善光寺跡指定区域」は自然植生に被われ、ミズナラ巨木など高木種が多く、林床ではコジマエンレイソウ、エンレイソウ、キクザキイチゲなどの野生草本種も豊富です。他方、リニューアル計画区域とパークゴルフ場造成予定区域からなる善光寺自然公園では、ミズナラが優勢な二次林（過去に伐採され自然に回復した森林）、カラマツ人工林（植林）、そして各種のサクラ類やイチイなどを植栽し芝生を造成した公園部分が認められ、野生植物種数が多少とも少なくなり、植生自然度の上からは低く評価されてしまうかもしれません。しかし、善光寺自然公園は、前段落まで述べた第一と第二の特徴によって、道内他地域には認められない希少な自然を形成しており、それだけで極めて貴重であると言えます。

## 2. 意見の根拠（2）パークゴルフ場建設は北海道自然環境等保全条例ならびに上位規則の基本理念に反すること

第一に、北海道の「環境緑地保護地区」は、1970（昭和45）年に全国に先駆けて制定された北海道自然保護条例によって生まれ、1972・1973 両年から指定が開始されております。そうした中で1973（昭和48）年3月に指定された「善光寺自然公園」は、北海道の環境緑地保護地区として由緒あるものとなります。他方、環境庁が発足した1970年代初期の目玉として自然環境保全法（1972年6月）が制定されるとともに、北海道自然保護条例は北海道自然環境等保全条例（1973年12月）に制定（改正）されましたので、現行の「環境緑地保護地区」はこれらの法令の下で保存されております。したがって、善光寺自然公園は、伊達市および北海道の熱意ある先人達が30数年前に国内に先駆け、前項1で述べた根拠ならびに多大な価値を認識し、現在まで保存してきたこととなります。以上の経緯は、先人の知恵として、私たちが銘記すべきことと考えます。

第二に、北海道自然環境等保全条例の上位規則となる北海道環境基本条例第3条（基本理念）では、「環境の保全及び創造は、人類の存続基盤である限りある環境の恵沢を現在及び将来の世代が享受するとともに、良好で快適な環境が将来にわたって確保されるよう、適切に推進されなければならない。」と記され、その2項と3項では、それぞれ「2 環境の保全及び創造は、人と自然との共生を基本として、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築に向けて、すべての者の自主的かつ積極的な取組によって行われなければならない。」。「3 地球環境保全は、地域の環境が地球全体の環境と深く関わっていることにかんがみ、地域での取組として進められるとともに、国際的な協力の下に推進

されなければならない。」と記されております。

この基本理念に基づき、北海道自然環境等保全条例第2条では、「道、事業者及び道民は、自然環境の適正な保全が図られるように、あるいは国土の無秩序な開発の防止が図られるように、それぞれの立場で努めなければならない」旨や、「道と市町村の緊密な連携が必要である」旨が記されています。したがって、私たちは、「環境緑地保護地区」に指定された善光寺自然公園の価値を末代まで保存する義務があると判断します。

第三に、北海道自然環境等保全条例の第30条では、「ゴルフ場、スキー場、遊園地の建設や、これらの施設に類する施設であって規則に定めるものの建設は、特定の開発行為として知事の許可を受けなければならない」旨が明記されております。同条例およびその上位規則の理念によると、環境緑地保護地区ではパークゴルフ場が決して許可されるものではありません。また、北海道自然環境等保全条例施行規則によりますと、上記の規則に定めるものとして「ゴルフ練習場」とともに「テニス場、野球場その他の運動競技場」が含まれております。他方、環境緑地保護地区に関する知事の権限が市町村長に委任されているとしても、貴職、北海道知事におかれましては、北海道自然環境等保全条例に即する義務があると考えます。また、貴職では、北海道自然環境等保全条例によって指定された「環境緑地保護地区」が、同条例とは異なる都市計画法など他省庁の法令に基づく行為によって、あるいはパークゴルフ場が規則に定められていないとして、解除もしくは改変できると考えられるかもしれませんが、それは、北海道自然環境等保全条例に基づく自然環境保全の理念に反する行為と判断します。

第四に、北海道自然環境等保全条例では、第11条において「道は、地形、地質、植生、景観及び野生動物に関する調査、自然環境の保全に関する道民の意向の調査、その他自然環境の保全のために講ずべき施策の策定に必要な調査を行わなければならない」とされており、上記は北海道知事と地元、伊達市長の義務となります。

それに対して、伊達市（平成19年3月）による「平成18年度善光寺自然公園パークゴルフ場造成工事測量調査委託自然調査結果の概要〔植物調査・鳥類調査編〕」を垣間見ますと、植物調査結果は余りにも杜撰であり、この地域の植物的自然の特徴をまったく把握していないので、決してアセスメントと言えないと判断します。例えば、報告された植物名は、正式な種名が使われず科名や属名あるいは俗称にとどまる場合（グミ、ヒバ、クルマミ、クワ、プラタナス、ヤナギ、ウルシ、アジサイなど）、種名の誤りと考えられる場合（エンジュ、コブシ、ヒョウタンボク、ヤマザクラ、エゾハギ、ニワトコなど）、園芸種（園芸品種）と野生種が混在して区別されない場合、観察結果とともに既存資料による種名（こちらが正式な種名を使用している）が加えられ、それらの間に混乱が認められること、既存資料名が示されていないこと、さらに夏季の調査が不足していることなど、植物調査結果は、種々の施策を考える根拠にならないと考えます。他方、鳥類調査結果は、9月に1日、2月に2日、3月に2日の、合計わずか5日間の調査に基づいており、通年の観察記録が必要な鳥類調査として、これまた極めて杜撰であり、施策の根拠になりえない

と考えます。

### 3. 意見の根拠 (3) 洞爺湖町 (旧虻田町) におけるパークゴルフ場建設の実際から自然環境の喪失が予測されること

既に、伊達市の善光寺自然公園に近接した洞爺湖町 (旧虻田町) の国道沿いに、「夕日丘パークゴルフ場」が設けられておりますが、その元来の自然環境は、善光寺自然公園と同じ「岩屑流堆積物」に被われた丘陵地形です。ここでは、散在する岩塊がかなり厚く土壌に埋められ、ゴルフの邪魔になる岩塊の一方に金網が設置されており、さらに樹木は非常に少なくされ、外来の帰化植物に被われた状況です。

したがって、善光寺自然公園のパークゴルフ場予定地では、造成に伴って、大量の土壌が積み上げられ岩塊ごとの小宇宙・自然が破壊されるとともに、岩塊周辺の植樹された樹木や野生樹種が取り除かれることになり、さらに外来の帰化植物が主となる人工的自然になると判断できます。すなわち、パークゴルフ場建設は、善光寺自然公園の自然の特徴を喪失させてしまうと予測します。

パークゴルフ場予定地の現状は、散在する岩塊を中心に認められる自然の特異性ととともに植栽された樹種を楽しむ事ができる格好の場ですので、そのままに保全し、同時にそれらの特徴を衆知させることの方が、市民や道民の良い憩いの場になると考えます。したがって、善光寺自然公園では、これ以上には人手を加えないで大きな価値を衆知させる方向が大切であると判断します。

### 4. 貴職、北海道知事に対する要望

(1) 北海道自然保護協会の概況調査以前に、地元の自然保護団体等による調査や市民の意向により、善光寺自然公園におけるパークゴルフ場建設は、伊達市および北海道の自然環境保全にとって非常に重大な問題と認識されております。当協会は、ここに、パークゴルフ場造成計画の中止を求めますので、貴職におかれましては、「北海道と市の連携を緊密にして」、この計画中止を推進されることを望みます。

(2) 善光寺自然公園における自然環境の調査は、パークゴルフ場造成を前提としたものではなく、北海道自然環境等保全条例に基づき「環境緑地保護地区」の保全施策の一環として、北海道が伊達市と連携して早急に行うことを望みます。その根底には、善光寺自然公園を「環境緑地保護地区」のままに保存しながら調査することが、北海道ならびに伊達市の貴重な財産であるという自然環境の高い価値の再認識になるとの考えがあります。

すなわち、パークゴルフ場建設中止と自然環境の調査は、地元の伊達市にとっても北海道にとっても貴重な財産の再認識となり、環境の世紀、21世紀における最良の施策と考えます。また来年の夏に近隣の洞爺湖周辺で開かれ、環境を主要テーマとするサミットをひかえる今、なおさらに自然環境の施策に関して貴職のご賢察を要望する次第です。なお、当協会は、地元の「有珠善光寺自然公園をまもる会 (会長、弘本セツ子)」との連名で、これと同じ内容で同じ日付の意見・要望書を伊達市長宛てに送付したことを申し添えます。